

## 第7回 内心の自由

今回は、消極的権利（自由権）の1つである精神的自由権のうち、内心における精神活動を中心とする人権である思想・良心の自由（19条）、信教の自由（20条）及び学問の自由（23条）について検討します。

これらの人権の内容について、しっかりと理解しましょう。また、信教の自由と学問の自由に関連し、制度的保障という考え方についても理解しましょう。

### 1. 思想・良心の自由

- ・ 国民がいかなる思想をもっていようと、それが内心の領域にとどまる限りは、絶対的に自由であり、特定の思想をもつことについて、国家が禁止したり、それに基づいて不利益を課したりすることはできない。また、国民がいかなる思想をもっているかを国家が強制的に告白させることは許されない。
- ・ 民法723条に基づき、名誉毀損に対する名誉回復処分として、新聞や雑誌等に謝罪広告を掲載するよう、名誉毀損の加害者に対して裁判所が命ずることは、単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる限り、良心の自由を侵害するものではない（謝罪広告事件最高裁判決（最大判昭和31年7月4日民集10巻7号785頁））。

### 2. 信教の自由

- ・ いかなる宗教を信仰するかどうか、宗教的行為を行うかどうか、宗教的結社を結成するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。

- ・ 国家は宗教的に中立であることが要請される（20条1項後段、3項、89条前段）。これは、信教の自由の制度的保障（ある制度を保障することによって、間接的に、その制度が保護する人権の保障を確保することになる）であると解される。
- ・ 問題となる国家による行為について、その目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が特定宗教に対する援助・助長・促進または圧迫・干渉等になるかどうかを、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして判断して、2要件ともに該当する場合に、国家と宗教との相当とされる限度を超えるかかわり合いとして、政教分離に違反すると判断される（津地鎮祭事件最高裁判決（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁））。

### 3. 学問の自由

- ・ いかなる学問を研究するかどうか、研究した成果を発表するかどうか、研究結果に基づいて教授するかどうかは、国民の自由であり、国家がこれを強制してはならない。
- ・ 学術教育研究の中心的存在である大学は尊重されなければならないので、教員等の人事権や施設・学生の管理権については、教授会を中心とする大学の自治に委ね、国家がこれに介入してはならない。なお、判例によれば、学生は専ら営造物の利用者にすぎない（東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁））。

今回の講義の復習として、教科書の第4章、第5章及び第8章について、解説部分も含めてもう一度読んでおきましょう。

次回は、精神的自由権の残りの1つである表現の自由（21条）について検討します。